



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年7月17日金曜日 第2083号

◇ 目次 ◇ 規 則

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則..... 677

告 示

自衛官の募集..... 678
 自衛官の採用試験..... 679
 保安林予定森林..... 679
 公有水面埋立免許..... 681
 基本測量の実施の通知..... 682
 道路の区域変更（県道今治丹原線）..... 682
 道路の供用開始（県道今治丹原線）..... 682
 道路の区域変更（県道西条久万線）..... 682
 道路の供用開始（県道西条久万線）..... 683
 土地改良区役員の就退任の届出..... 683
 建設業者の許可の取消し..... 683

開発行為に関する工事の完了（2件）..... 684

訓 令

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令..... 684

公 告

平成20年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表... 686
 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 686

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の取消し..... 687
 不在者投票のできる施設の指定..... 687

正 誤

平成21年6月16日付け第2074号愛媛県告示第839号（土地改良区役員の就退任の届出）中..... 687

規 則

○愛媛県規則第43号

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年7月17日

愛媛県知事 加戸守行

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則（平成12年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、法第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第14号八</u>、第62条の3第4項<u>第14号八</u>又は第63条第3項第5号イの規定による認定（以下「認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（認定に基づく地位の承継）</p> <p>第8条 認定を受けた者の相続人その他の承継人又は認定を受けた者から当該造成区域内の土地の所有権その他当該造成を施行する権原を取得した者（法第31条の2第2項第14号八及び第62条の3第4項第14号八の規定による認定にあっては、それぞれこれらの規定に規定する個人又は法人に限る。）は、第6条第1項の申請をするまでの間に限り、認定に基づく地位の承継について、地位承継届出書（様式第7号）を知事に届け出ることにより、その地位を承継することができる。</p> <p>様式第1号（第2条関係） 優良宅地認定申請書</p> <p>省略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項<u>第15号八</u>又は第63条第3項第5号イの規定による認定（以下「認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（認定に基づく地位の承継）</p> <p>第8条 認定を受けた者の相続人その他の承継人又は認定を受けた者から当該造成区域内の土地の所有権その他当該造成を施行する権原を取得した者（法第31条の2第2項第15号八及び第62条の3第4項第15号八の規定による認定にあっては、それぞれこれらの規定に規定する個人又は法人に限る。）は、第6条第1項の申請をするまでの間に限り、認定に基づく地位の承継について、地位承継届出書（様式第7号）を知事に届け出ることにより、その地位を承継することができる。</p> <p>様式第1号（第2条関係） 優良宅地認定申請書</p> <p>省略</p>

造成 宅地 の概 要	1	租税特別措置法 (昭和32年法律 第26号)該当条 項	省略 第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ 省略
	2～8	省略	
省略			

注 省略

様式第3号(第4条関係) 優良宅地認定書

省略			
1～7	省略		
8	租税特別措置法(昭 和32年法律第26号) 該当条項	省略 第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ 省略	
9	省略		
省略			

注 省略

様式第4号(第6条関係) 優良宅地証明申請書

省略			
造成 宅地 の概 要	1～5	省略	
	6	租税特別措置法 (昭和32年法律 第26号)該当条 項	省略 第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ 省略
	7	省略	
省略			

注 省略

様式第5号(第6条関係) 優良宅地証明書

省略			
1～6	省略		
7	租税特別措置法(昭 和32年法律第26号) 該当条項	省略 第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ 省略	
8	省略		
省略			

注 省略

造成 宅地 の概 要	1	租税特別措置法 (昭和32年法律 第26号)該当条 項	省略 第31条の2第2項第15号ハ 第62条の3第4項第15号ハ 省略
	2～8	省略	
省略			

注 省略

様式第3号(第4条関係) 優良宅地認定書

省略			
1～7	省略		
8	租税特別措置法(昭 和32年法律第26号) 該当条項	省略 第31条の2第2項第15号ハ 第62条の3第4項第15号ハ 省略	
9	省略		
省略			

注 省略

様式第4号(第6条関係) 優良宅地証明申請書

省略			
造成 宅地 の概 要	1～5	省略	
	6	租税特別措置法 (昭和32年法律 第26号)該当条 項	省略 第31条の2第2項第15号ハ 第62条の3第4項第15号ハ 省略
	7	省略	
省略			

注 省略

様式第5号(第6条関係) 優良宅地証明書

省略			
1～6	省略		
7	租税特別措置法(昭 和32年法律第26号) 該当条項	省略 第31条の2第2項第15号ハ 第62条の3第4項第15号ハ 省略	
8	省略		
省略			

注 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第953号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の募集期間を次のとおり告示する。

平成21年7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 男子(平成21年度3・4月採用分)
平成21年8月1日(土)から
9月11日(金)まで
- 2 女子(平成21年度3・4月採用分)
平成21年8月1日(土)から
9月11日(金)まで

○愛媛県告示第 954 号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第 179 号）第 117 条第 1 項及び第 118 条の規定に基づき、2 等陸士として採用する陸上自衛官、2 等海士として採用する海上自衛官及び 2 等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成21年 9月19日(土)	新居浜市瀬戸町 2 番16号	新居浜商業高等学校	新居浜市、西条市及び四国中央市
	今治市別宮町一丁目 4 番地 1	今治市民会館	今治市及び越智郡
	松山市文京町 4 番地 2	松山大学	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
	大洲市東大洲270番地 1	大洲市総合福祉センター	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
	宇和島市曙町 1 番地	宇和島市役所	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡
(女子) 平成21年 9月27日(日) 9月28日(月) いずれか 1 日	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第 955 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所
四国中央市金生町山田井字早苗出東側乙 116 の 1、乙 116 の 2
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所
四国中央市富郷町豊坂字東山丙15、丙41、寒川町字寒川山乙 239 の 2
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所
四国中央市土居町上野乙 316 の11から乙 316 の15まで
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
土居町上野乙 316 の14・乙 316 の15（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 4 (1) 保安林予定森林の所在場所
四国中央市富郷町豊坂字東山丙29の 1、丙30の 1、丙31の 1、丙32、字中山丙 135、丙 136、丙 137 の 1、丙 138 の 1、丙 1 42
- (2) 指定の目的

<p>土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字東山丙29の1、字中山丙 138 の1</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>5(1) 保安林予定森林の所在場所 四国中央市豊岡岡銅字檜谷丙23の13、丙23の14、字シダ尾丙24の1、丙24の2</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字檜谷丙23の14・字シダ尾丙24の1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>6(1) 保安林予定森林の所在場所 四国中央市金田町半田字赤松谷丁64の26</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字赤松谷丁64の26（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>7(1) 保安林予定森林の所在場所 四国中央市土居町北野乙 197 の1、乙 197 の19</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 土居町北野乙 197 の1・乙 197 の19（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）</p>	<p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>8(1) 保安林予定森林の所在場所 四国中央市土居町畑野1733の1、1734の1、1738の1、1739の2、1740、1741</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 土居町畑野1733の1・1738の1・1741（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>9(1) 保安林予定森林の所在場所 四国中央市富郷町津根山字四ツ尾筋乙 446 の1、字四ツ尾乙 447 の2、土居町中村1600の1、1601の1</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 富郷町津根山字四ツ尾乙 447 の2・土居町中村1600の1・1601の1（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>10(1) 保安林予定森林の所在場所 四国中央市川滝町下山字井砂山丙 256 の1</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>(3) 指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度</p>
---	--

次のとおりとする。

- 11(1) 保安林予定森林の所在場所
松山市儀式乙 176 の 1、乙 176 の11、乙 176 の30、乙 176 の 31、乙 176 の43
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
儀式乙176の1（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 12(1) 保安林予定森林の所在場所
松山市中島大浦3346、3348の2、3359の1、3360、3362、33 63、3365の2
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
中島大浦3346・3362・3363・3365の2（以上4筆につい て、次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 13(1) 保安林予定森林の所在場所
松山市饒乙89の1、乙108、乙109の2、乙111、乙113、 乙114
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
饒乙109の2・乙111（以上2筆について、次の図に示 す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 14(1) 保安林予定森林の所在場所
松山市小浜乙328、乙329、長師1468の2

- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 956 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定によ り、次のように埋立てを免許した。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては、その代表者の氏名及び住所
宇和島市
宇和島市曙町1番地
代表者 宇和島市長 石橋寛久
宇和島市栄町港二丁目4番14号
- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
(1) 埋立区域
ア 位置
宇和島市吉田町奥浦字十ヶ浦乙709番の地先公有水面
イ 区域
次の1点から14点までを順次直線で結んだ線並びに14点と 1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メー トル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域
基点（宇和島市吉田町奥浦字十ヶ浦乙710番15地内の大良 物揚場に設置された金属鈹）は、北緯33度15分30秒、東経 1 32度28分30秒の地点
1点は、基点から真北8度38分25秒79.91メートルの地点
2点は、1点から真北190度43分27秒0.03メートルの地点
3点は、2点から真北100度43分27秒22.98メートルの地 点
4点は、3点から真北190度47分51秒3.37メートルの地点
5点は、4点から真北191度44分52秒13.80メートルの地 点
6点は、5点から真北281度44分52秒1.00メートルの地点
7点は、6点から真北191度44分52秒2.50メートルの地点
8点は、7点から真北101度44分52秒1.00メートルの地点
9点は、8点から真北191度44分52秒26.60メートルの地 点
10点は、9点から真北281度44分52秒1.00メートルの地点
11点は、10点から真北191度44分52秒2.50メートルの地点
12点は、11点から真北101度44分52秒1.00メートルの地点
13点は、12点から真北191度44分52秒14.70メートルの地 点

14点は、13点から真北 281 度44分52秒 31 .79 メートルの地点

ウ 面積

1 898 84平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

宇和島市吉田町奥浦字内クルミ乙 700 番 3 から同市吉田町奥浦字十ヶ浦乙 710 番15までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からH点までを順次直線で結んだ線及びH点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（宇和島市吉田町奥浦字十ヶ浦乙 710 番15地内の大良物揚場に設置された金属鉄）は、北緯33度15分30秒、東経 1 32度28分30秒の地点

A 点は、基点から真北 5 度40分18秒130 37メートルの地点

B 点は、A点から真北 100 度43分27秒 57 51 メートルの地点

C 点は、B点から真北 191 度44分52秒 53 85 メートルの地点

D 点は、C点から真北 101 度44分52秒 25 00 メートルの地点

E 点は、D点から真北 191 度44分52秒110 .10メートルの地点

F 点は、E点から真北 281 度44分52秒 66 00 メートルの地

点

G 点は、F 点から真北11度44分52秒 35 00 メートルの地点

H 点は、G点から真北 281 度44分52秒 16 50 メートルの地

点

ウ 面積

11 572 35平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 埋立免許年月日

平成21年 7月 7日

○愛媛県告示第 957 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 1 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
基本測量（電子基準点付属標取付観測）
2 作業期間 平成21年 9月 1 日から
平成21年12月28日まで
3 作業地域 西条市（成果不整合地域における基準点改測）
宇和島市（電子基準点付属標取付観測）

○愛媛県告示第 958 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 7 columns: 道路の種類, 路線名, 区 間, 旧・新 別, 敷 地 の 員, 延 長, 備 考. It details road area changes for the Imajima Line.

○愛媛県告示第 959 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供 用 開 始 の 区 間, 供用開始の日. It details the start of road use for the Imajima Line.

○愛媛県告示第 960 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	西条市黒瀬字向乙199番 6 から 同乙208番 8 まで	旧	メートル 4.9～22.9	キロメートル 0.387	
		西条市黒瀬字向乙199番11から 同乙208番 8 まで	新	17.7～40.0	0.387	
"	"	西条市黒瀬字向乙208番 8 から 同乙211番11まで	旧	10.2～15.3	0.06	
		西条市黒瀬字向乙208番 8 から 同乙211番11まで	新	27.6～44.7	0.06	

○愛媛県告示第 961 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市黒瀬字向乙208番 8 から 同乙211番11まで	平成21年 7月17日

○愛媛県告示第 962 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 7月17日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小笠原 通 夫	伊予市上三谷2235番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 政 秀	伊予市下三谷1533番地

○愛媛県告示第 963 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般・特 - 17) 第5260号	平成17年 5月30日	(株)オキマ	岡崎 英郎	松山市星岡 2 - 2 - 11	平成21年 6月 2 日	土木工事業 電気工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(特 - 18) 第7171号	平成18年 9月20日	(有)杉原工業	杉原 孝	東温市山之内2692	平成21年 6月 2 日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第16180号	平成19年 9月19日	(有)りんどう建設	小林 信治	松山市今在家 4 - 5 - 1	平成21年 6月 5 日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第11292号	平成18年 9月25日	(有)北光建設	岡田 光晴	松山市福角町甲1064	平成21年 6月 8 日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第12998号	平成17年 3月13日	(有)小谷電飾	小谷 清信	松山市山西町1393 - 1	平成21年 6月12日	電気工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 964 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 7月17日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
21中局建（開）第17号 平成21年 7月 8日	伊予郡松前町大字昌農内字拂川675番 1	東温市見奈良1243番地 2 松山刑務所官舎 E 棟102号 大 野 真 史

○愛媛県告示第 965号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 7月17日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
21中局建（開）第18号 平成21年 7月 8日	伊予郡松前町大字徳丸字西都497番 5 及び497番 6	伊予郡松前町大字徳丸497番地 3 加 藤 雅 樹

訓 令

○愛媛県訓令第20号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局事務決裁規程及び愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第 1 条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第 5（第 4 条関係） 局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項					別表第 5（第 4 条関係） 局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項				
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分	
			局 長	専 決 者 部 課 長 長				局 長	専 決 者 部 課 長 長
建 築 指 導 課	1～12 省 略				建 築 指 導 課	1～12 省 略			
	13 租税特 別措置法 の施行に 関する事 務	1 宅地の造成が優良な宅地の 供給に寄与するものであるこ とについての認定（第28条の 4 第 3 項第 5 号イ、第31条の 2 第 2 項第14号八、第62条の 3 第 4 項第14号八、第63条第 3 項第 5 号イ）				13 租税特 別措置法 の施行に 関する事 務	1 宅地の造成が優良な宅地の 供給に寄与するものであるこ とについての認定（第28条の 4 第 3 項第 5 号イ、第31条の 2 第 2 項第15号八、第62条の 3 第 4 項第15号八、第63条第 3 項第 5 号イ）		
		2 住宅の新築が優良な住宅の 供給に寄与するものであるこ					2 住宅の新築が優良な住宅の 供給に寄与するものであるこ		

		とについての認定（第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二、第63条第3項第6号）		
14・15 省略				

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者
			課長	
用地管理課	1～35 省略			
	36 租税特別措置法の施行に関する事務	1 宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八、第63条第3項第5号イ）		
		2 住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定（第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二、第63条第3項第6号）		
	37～50 省略			

備考 省略

		とについての認定（第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第16号二、第62条の3第4項第16号二、第63条第3項第6号）		
14・15 省略				

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	専決者
			課長	
用地管理課	1～35 省略			
	36 租税特別措置法の施行に関する事務	1 宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八、第63条第3項第5号イ）		
		2 住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定（第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第16号二、第62条の3第4項第16号二、第63条第3項第6号）		
	37～50 省略			

備考 省略

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(73) 省略</p> <p>(73)の2 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八及び第63条第3項第5号イの規定に基づく優良宅地の認定に関すること。</p> <p>(74) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二及び第63条第3項第6号の規定に基づく優良住宅の認定に関すること。</p> <p>(75)・(76) 省略</p>	<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(73) 省略</p> <p>(73)の2 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八及び第63条第3項第5号イの規定に基づく優良宅地の認定に関すること。</p> <p>(74) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第16号二、第62条の3第4項第16号二及び第63条第3項第6号の規定に基づく優良住宅の認定に関すること。</p> <p>(75)・(76) 省略</p>

6 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(13)の97 省略

(14) 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八及び第63条第3項第5号イの規定に基づく優良宅地の認定に関する事。

(14)の2 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二及び第63条第3項第6号の規定に基づく優良住宅の認定に関する事。

(15)～(33) 省略

2・3 省略

6 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(13)の97 省略

(14) 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八及び第63条第3項第5号イの規定に基づく優良宅地の認定に関する事。

(14)の2 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第16号二、第62条の3第4項第16号二及び第63条第3項第6号の規定に基づく優良住宅の認定に関する事。

(15)～(33) 省略

2・3 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

平成20年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表について

社団法人全国公営住宅火災共済機構理事長足立頼一郎から通知のあった平成20年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	701会員
加入戸数	872,105戸
共済委託契約金額	7,767,837,463千円
火災共済掛金	1,054,808千円
被災戸数	510戸
火災共済給付金	405,361千円
特定給付金	12,393千円
復興建築助成戸数	295戸
復興建築助成金	91,919千円
住宅災害見舞戸数	759戸

住宅災害見舞金	23,920千円
住宅防火施設整備補助会員数	253会員
住宅防火施設整備補助金	120,423千円

2 貸借対照表（平成21年 3月31日現在）

(1) 資産の部

ア 現金預金	86,626千円
イ 有価証券	547,731千円
ウ 特定資産	
(ア) 異常危険準備金資産	2,857,327千円
(イ) その他特定資産	1,543,339千円
エ 不動産及び動産	330,019千円
オ その他資産	10,969千円
資産合計	5,376,011千円

(2) 負債の部

ア 共済契約準備金	3,367,018千円
イ その他負債	117,907千円
ウ 退職給付引当金	121,351千円
負債合計	3,606,276千円

(3) 正味財産の部

正味財産合計	1,769,735千円
負債及び正味財産合計	5,376,011千円

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年 7月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年 6月30日	特定非営利活動法人 ユニバーサルクリエート	佐 伯 康 人	松山市平和通1丁目3-10	この法人は、障がい者等に関する環境整備、教育、就労等に関する支援事業を行い、もって、ユニバーサル社会の形成に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により不在者投票のできる施設として指定したもののうち、次の施設についてその指定を取り消した。

平成21年 7月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

施設の種類	施設の名称	所在地
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームガリラヤ荘	東温市松瀬川乙1020番地

○愛媛県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成21年 7月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

施設の種類	施設の名称	所在地
介護老人保健施設	介護老人保健施設くりのみ館	四国中央市中之庄町393番地 1
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームガリラヤ荘	東温市南方1766番地 1

正 誤

○正 誤

平成21年 6月16日付け第2074号愛媛県告示第 839号（土地改良区役員の就退任の届出）中

ページ	箇所	誤	正
595	就任の表氏名欄中	松 本 忠 夫 佐 藤 敏 夫	松 木 忠 夫 佐 野 敏 夫
595	退任の表氏名欄中	松 本 忠 夫	松 木 忠 夫